

無年金・低年金等に関する関連資料

- 未納・未加入に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～
- 無年金・低年金に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13～
- 諸外国の最低保障制度に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25～
- 社会保障制度における低所得者への負担軽減措置・・・・・・・・ P 29～
- 国民年金の所得比例制の検討経過、導入する場合の論点・・・・ P 31～

公的年金制度の加入状況等について

《公的年金加入者の状況（平成18年度末）》

- 未納者（平成18年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約322万人、未加入者は約18万人。

公的年金加入対象者全体の約95%は保険料を納付(免除及び猶予を含む。)している。

※ 未納者と未加入者を合わせた約340万人は、公的年金加入対象者数の4.8%。



(注2)

(注1) 平成19年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(32万人)を含めて計上している。

2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

3 未納者とは、24か月(17年4月～19年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成18年3月末現在。

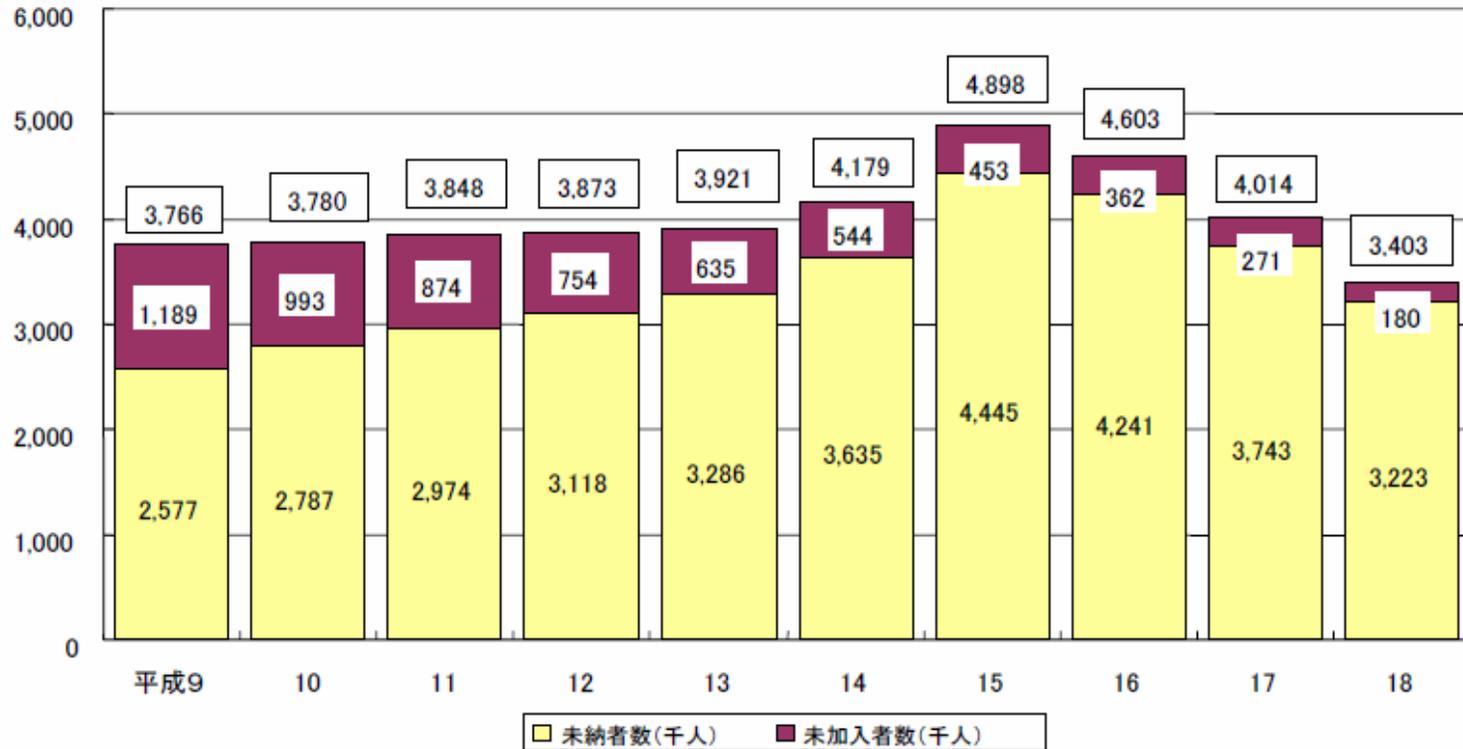
5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

○ 近年、未加入者・未納者数は減少。



注)未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注)平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注)平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)

国民年金の未加入対策

○ 以下のようなこれまでの対策により、平成9年度において119万人であった未加入者が、平成18年度では18万人と、着実に減少。

1. 制度未加入者への対策

- (1) 20歳になった者全員に国民年金加入の通知をした上で、届出がない場合には職権で国民年金を適用(平成7年度～)
- (2) 住基ネットを活用した未加入者の把握
住基ネットを活用し、34歳到達時点等における未加入者の把握を行い、加入の届出勧奨を実施(今後実施予定)

2. 転業転職による年金制度間での移行の際の対策

- (1) 企業を退職後、国民年金の届出がない者に、届出用紙を同封した通知を送付(平成10年度～)
届出がない者には職権で国民年金を適用(平成17年8月～)
- (2) 国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知(平成18年度～)
- (3) 職業安定所との連携により、失業者に対する種別変更手続きの周知を徹底(平成16年10月～)